

午後 3 時 00 分開議

奥 野 詠 子 委 員 の 質 疑 及 び 答 弁

武田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥野委員。あなたの持ち時間は60分であります。

奥野委員 私が座長を務めます自民党議員会の持続可能な公共交通の在り方を考えるプロジェクトチームでは、10項目にわたる中間提言を取りまとめ、先日知事に申し入れました。その中の一つとして、通勤や通学利用をはじめとした生活路線の確保と鉄道を利用した観光需要の増大という2つの観点から、自治体の役割に応じた投資と参画を求めたところです。

今定例会においても、県が主体的に議論を進めるべきとする質疑がありましたが、生活路線の確保については、県が沿線市町村の調整役を担い、市町村にもっとまちづくりを絡めた具体的な議論をしてもらうことが大切です。一方、観光需要の増大という観点からは、立山黒部アルペンルートと宇奈月温泉の県内の2大観光地について、県の観光政策とも連動させながら考える必要があります。

役割に応じた投資と参画を考えると、いわゆる観光路線については県がより積極的に関与する必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

新田知事 今定例会では、富山地鉄に係る多くの質疑があり、鉄道線の在り方について活発な議論が交わされていると理解しています。

繰り返しになりますが、県の役割については、分科会での議論の主導や取りまとめに関し多くの御意見を頂きました。これまで申し上げてきたとおり、今後の検討に当たっては、沿線地域の住民や関係者の声を丁寧に聞いて、地域の皆様が必要と考えるサービスレベルはどのようなものなのか、まず議論してい

ただ、ことが大切だと考えます。また、鉄道とまちづくりは密接な関係にあると認識しており、まちづくりの話合いも進めていただく必要があります。県としては、生活路線の維持活性化に向け議論が行われるよう促してまいります。

一方で、県は市町村と共に観光振興を進める役割ももちろんあります。この観点から、県としては、富山地方鉄道の旅の楽しみ方や沿線の魅力発信、富山地方鉄道を使ったアルペンルートや宇奈月温泉へのアクセスを推奨していきたいと考えます。

富山地方鉄道の鉄道線における観光路線としての役割を極力データから把握し、その在り方を検討するに当たっては、観光利用の実態を踏まえる必要があると考えます。県としては、この議論に資するデータの収集・提供について積極的に取り組んでまいります。

その上で、鉄道線の在り方の検討のうち、観光路線としての役割に関する議論については、観光振興を推進する立場から、県としてもしっかり関わってまいりたいと考えます。

奥野委員 次に、高校の在り方について伺います。

近年、県外の高校に進学する生徒が急増しています。8年前の平成28年度には148人だったものが、令和6年度には352人へと2.4倍になりました。卒業生数に占める割合では、1.4%から4%へと増加しています。一方、県外から本県の高校等に進学する生徒は117人と、県外へと進学する生徒に比べると3分の1程度にとどまっています。

この理由についてどのように分析しているのか、教育長に伺います。

廣島教育長 少し繰り返しになりますが、本県から県外の高校へ進学する生徒は、昨年3月で352人、平成28年3月と比べて2.4倍ということです。その進学先を見ますと、県外私立高校が大半を占めております。最も多いのが、県外に本部を置く私立の

通信制高校、これが164人、次いで私立の全日制高校が133人となっています。

その主な進学理由ですが、通信制高校進学者につきましては、学習スタイルに魅力を感じたとするもの、また全日制や定時制での学習が難しいと感じたとするもの、この2つで合わせて146名、全体の9割を占めております。また、県外の公立、私立の全日制高校の進学者では、やはり部活動に魅力を感じたからというものが110人で全体の約7割を占めているという状況です。

一方で、県外から本県への進学者は、委員がおっしゃられたとおり、今年度117人で、平成28年度の67人と比べ1.7倍には増加していますものの、県外に進学する生徒数が上回っている状況です。令和6年度では、最も多いのが県内私立の全日制高校で58人、次いで県内高等専門学校が45人となっております、県外からの入学を一家転住の理由に限っている県立の全日制、定時制、通信制各高校は、合わせて14人となっているところです。

県外の私立高校で実施されている広域通信制などの教育課程、また部活動などを生徒が選択していることが数字として表れております。これには、教育ニーズの多様化により「個に応じた学び」を求める生徒の増加、また生徒にとって魅力ある部活動などの理由があるものと考えられるところでございます。

奥野委員 今ほど御答弁いただきました県外の高校等に進学する生徒の半数弱は全日制に、そして半数強は広域通信制や高等専門学校、高専へと進学をしています。

ただ、広域通信制の場合は、県内に居住している場合もありますが、県は詳細な情報を把握していないと聞いています。また、県外から本県の高校等に進学した生徒については、今ほどどんな学校に何人行ったかというようなことは答弁いただきま

したけれども、その学校の何が一番の魅力でそこを選んだのかという理由については、これも詳細を把握していないと聞いています。

県内の生徒や保護者が県外の学校を選択する具体的な理由、部活動という中でも何に魅力を感じてその学校を選んだのか、県外の生徒や保護者が本県の学校のどこに魅力を感じて選んだのか、こういう理由が魅力ある学校づくりに重要なヒントになるのだと考えていますが、調査も分析も不十分です。しっかりと調査・分析を行い、生徒に選ばれる学校づくりに反映する必要があると考えます。知事の所見を伺います。

新田知事 県外から本県の高校へ進学する生徒が増加しているものの、広域通信制や部活動で県外の高校へ進学する生徒がそれを上回っている背景には、今ほど教育長からも答弁がありましたが、教育ニーズの多様化により「個に応じた学び」を求める生徒や「行ける学校より行きたい学校」を選択する生徒が増加していることがあると考えられます。このため、引き続き生徒や保護者のニーズの把握・分析に努め、本県の公立、私立共に一層の魅力化を図り、県内外にアピールしていく必要があると感じております。

南砺平高校では新たに全国募集を開始しましたが、4月から6人の県外生徒が入学する見込みとなりました。こうした取組も含め、総合教育会議では、今後の県立高校の在り方について幅広い御意見をお聞きしながら議論を重ねてきており、より魅力ある高校を目指し、今後も検討を進めてまいります。

また、県内私立高校においても、全ての高校で少人数学級や生徒の多様なニーズに合わせたコースの導入に努めているので、新年度から新たに通信制課程を開設する高校もあるなど、学科再編などにも積極的に取り組んでおられます。

今後も公私立高等学校連絡会議などの場を活用し、進学者の

状況など情報を共有しながら、公私双方がより柔軟な発想で創意工夫を凝らし、本県の高校教育の魅力を一層高めていけるよう努めてまいります。

奥野委員 広く、そして深く議論を求めます。

それで、先ほども御答弁いただきました令和6年度、県外の全日制高校に進学した生徒、160人ということでしたが、そのうち部活動を理由にした生徒はおよそ7割の110人。先ほども数字を頂きましたけれども、この数字、3年連続100人を大きく超えています。県立高校再編の検討をしている中で、毎年3学級分、小規模校1校分に相当する人数が部活動を理由に県外に流出している現状は非常に残念です。

総合教育会議やあり方検討会の議事概要を見ますと、県外流出の多さであったり、部活動の選択肢を確保できるようにしたらいいといった話題には触れられていますけれども、全国大会などで優秀な成績を収めて、日本を代表するトップアスリート予備軍と言えるような生徒が、なぜ県外へ進学しているのか、本県の高校に何が足りないのか、具体的な議論には至っていません。

ここで、少し母校の自慢になりますけれども、私は順天堂大学の陸上部に所属をしていました。3年生のときには、箱根駅伝を含む大学駅伝の3冠達成、またインカレの優勝を合わせると4冠という順大陸上部の黄金時代でした。4冠達成記念パーティーを新高輪プリンスの大宴会場で開いたというのが非常に思い出深いわけであります。ちなみに、インカレ男子の部では、去年も順大が優勝していますけれども、通算32回、最多優勝を誇る学校であります。また、「伸身の新月面が描く放物線は栄光へのかけ橋だ」と、今日は筱岡さんはおられませんけれども、こんな名実況が話題になったアテネオリンピックの体操男子団体で、その金メダルの着地を決めた富田選手、そしてそのチー

ムメートの鹿島選手は、私の順大時代の同級生でありますし、そのときの日本代表のキャプテンを務めた米田選手も先輩です。

さて、母校自慢はこの辺にいたしまして、大学の練習環境が充実しているというのは当然のことではありますが、地方の高校から特待生として入学してくる選手の多くは、大学同様に設備の整った強豪校、強豪私立高校の出身です。スポーツでの大学進学や実業団、そしてプロを目指す中学生にとっては、県内の高校の環境に物足りなさを感じることは十分理解できます。本県にもトップアスリートを目指す生徒のためによりよい環境を提供できるような、そんな学校を設置すべきだと考えます。グラウンドやトレーニング設備の充実、学生寮といったハード面の整備とともに、専門の指導者や医科学トレーニングとその分析ができるトレーナー、また栄養指導やメンタルトレーニングなどソフト面の強化も必要です。また、県立大にあるモーションキャプチャーを使って動きを分析するなどの連携ができれば、他県にない魅力を付加することもできるのではないかと思います。

公立だからと戦略を怠れば、流出が加速します。本県でも思い切った投資をすべきと考えますが、知事の所見を伺います。

新田知事 県立高校では、トレーニングハウスの新設やフィットネスバイク設置など、部活動での利用も考慮した教育環境の整備に努めてきました。また、県スポーツ協会などと連携し、スポーツ医・科学サポートの充実を図るため、トレーナーなどを高校現場へ派遣するとともに、高校指導者の資質向上研修の支援なども行ってきました。また、私立高校でも、国内外で優秀な成績が期待できる部活動の強化に向け様々な環境整備がなされていると承知しています。

高校における部活動は生徒にとって大きな魅力の一つであることは十分理解しております。そして、学校の活力にもつなが

ります。今年度のワークショップや意見交換会でも、特定の部活動を強化するため、県内指導者を集める学校があってもよい、部活動を活性化させる体制が必要など、部活動による高校の特色化を求める御意見もお聞きしました。

このため、新時代とやまハイスクール構想（仮称）の基本方針では、教育内容の一つに、スポーツや芸術文化など特色ある普通系専門科目を重点的に学ぶとともに、部活動の強化も図る普通系学科の未来創造を盛り込んでいます。また、一定程度の規模を想定している中規模校や大規模校では、部活動の充実、活性化を図りたいと考えておりまして、必要な施設整備や優秀な指導者の招聘、これが大事だと思います。優秀な指導者の招聘なども含む人材の確保にも取り組みたいと考えます。

新年度からは具体的な検討を進めることにしています。部活動を理由に県外の学校へ進学する生徒が増えている中で、部活動のレベルや魅力を向上させる観点からも検討を進め、生徒から選ばれる県立高校づくりに努めていければと考えます。

奥野委員 大変恐縮ですけれども、今までもやってこられたことは承知しておりますが、トレーニングハウスを新設してバイクを置いても、これは普通の高校の部活動のレベルです。部活動の活性化というのも当然大事なんですけれども、部活動の活性化だけではなくて、私が言った思い切った投資というのは、トップアスリートを育てるということであって、学校の部活動を活性化することではありません。ぜひもっと専門的な議論をこれからしていただきたいと思います。

部活動を理由に県外へ進学を決める生徒や保護者、また県内外の学校関係者の方から話を聞いたところ、こういう学校の設備とか、こういう指導者体制だけではなくて、別の理由というのも見えてきました。

全国規模の大会で活躍している選手の多くは、中学２年生の

春に県外の有名私立高校から声がかかり始めます。早い場合はもう小学生のときから声がかかることもあると聞いています。

一方、本県では、中学校と高校の校長会の間で申合せがあり、私立高校も含めてスカウティングの解禁は中学３年生の９月です。県内の高校が生徒に声をかける頃には、既に子供たちの進学先は決まってしまうことが多い。中学生にとって一番に声をかけてくれた学校に対する印象というのはとても強く、保護者も進学後の生活や部活動の環境について時間をかけて高校の指導者とやり取りをすることで不安が払拭されて、信頼関係も生まれていく。そして中学３年生に進級する頃には、本県の高校は選択肢にすら入っていない。これが今の現状です。

中学校の担任や部活動の顧問の先生方というのは、生徒や保護者から相談を受けるとしますので、相談を受けたタイミングで高校の情報を提供したり、高校と連携して高校の部活動を体験してみるということを認めたり、本県の学校が進学先としてしっかり選択肢に入るように配慮すべきと考えています。

この校長会の申合せというのは、県の教育委員会の指示で行っているものではないと、こんなふうに聞いてはいますけれども、時代の背景であったり、本県の取組の方向性と合わなくなっている申合せというのは教育委員会から見直しを促すべきと考えます。教育長の所見を伺います。

廣島教育長 この質問、どのレベルの方を対象にするかということで、いろいろ考え方が違うのかなと質問を聞いていて感じたところでございます。

その前提で、まず一般論ということで今の中学校の現状をお伝えしたいと思います。中学校の進路指導におきましては、生徒が将来への目的意識を持ち、自ら情報を収集し、自らの意思で進路を選択できるよう、３年間の教育活動全体を通じて段階的、計画的に指導を行う、これを原則としております。

現状では、その中で生徒は勉学や部活動に努力を重ねるとともに、今は2年生の秋頃から県教育委員会が発行しております冊子「魅力あるとやまの県立学校」ですとか高校のホームページなどを活用して具体的な進路先を考えるための情報収集をしている。3年になりますと、夏休み中の各学びの体験、オープンハイスクール、10月頃実施の高校説明会等を通して、自分の興味・関心、また能力、適性に合った進路を考え、最終的には本人や保護者の意向を尊重した「行ける学校ではなく、行きたい学校」を選択する、これが一般の生徒さん方の基本であろうかと思っています。こうした中、今、委員から御指摘を受けているような現状もあるということでございます。

県教育委員会としては、他県に進学する中学生が増加する中、県内の高校を進学先として考えることができるよう、今までやっている中では、中学生に対する情報の早めの提供ということをする必要があるのではないかと。先ほど申し上げました情報収集に必要な冊子の発行時期を早めますですとか、こういったことについては、市町村の教育委員会へのお話も伺いながら、情報発信の工夫や強化を進めていく必要があるかと思っております。

委員が御言及されました中学校、高校の校長間での申合せでございますが、中学3年の秋以降にそれぞれの教員間で情報交換を行っているということでございます。

県教育委員会の立場としましては、今現状の制度の前提では、入学選抜について何よりも公平性、これを確保することが私どもの使命だと考えております。その上で、この申合せにつきましては、中学校、そして高校がそれぞれどういう情報を求めるのかということ、またそれがいつの時点で正確なものになるのか、そういったようなことについて双方で話し合っていただくということが必要なのかなと考えるところでございます。

奥野委員 おっしゃられるとおり、私も何をもって普通かというのは、ちょっと表現が難しいですけれども、一般的に県内の高校を受験しようという中で、中学校3年間かけて進路指導していくということは決して否定するものではありません。じっくりそうやっていただければいいのだと思うのですけれども、今、少なくとも私が申し上げているのは、小規模校1校分に当たるぐらいの子たちが部活動を理由に県外に流れていっている。この背景には、やはり県外からの声かけというのは、県内のルールなんて全くお構いなしのところで進んでいることだということで、さらに子供たちにとっては、その時点で県内の高校や高校部活動、その環境、どんな指導者か、こういうことは全くよく分かっていないという中で選択肢から外れていっていることが問題だと思っています。それを何か回避できる、しっかり県内の高校も選択肢に入るような、何かそういう仕組みをぜひ検討いただきたいと思います。それについては、多分早い時期に冊子を配りますとかそういうことだけではないと思います。ぜひ、6年度は110人でしたけれども、決して少なくない数なわけでありますので、検討を進めていただきたいと思います。

さて、県立高校の再編をめぐっては、これまでも多くの議論があったところですが、私も規模や数にはこだわり過ぎないことが大切だと思っています。特に大規模校については、議会だけでなくワークショップにおいても意見が分かれている状況です。

まずは大規模を400人から480人という定員枠に定義した根拠について、教育長に確認いたします。

廣島教育長 今年度の総合教育会議では、大規模校に関する議論も重ねられてまいりました。

そのメリットを改めて申し上げさせていただきますと、複数の学科設置や多くの科目からの選択履修など、生徒が多様で幅

広い学びができること、充実した教員配置によりまして、教員の資質向上と生徒の深い学びにつながることを、そして3つ目に、様々な部活動や学校行事が可能で学校の魅力と活力の向上が期待できる、こうしたことが挙げられまして、全国には魅力的な大規模校があり、本県でも設置を検討するということになったものでございます。

基本方針（素案）でお示ししました学校規模別の募集定員についてですが、これはイメージをして議論ができるようにする目安として提示させていただいたというものでございます。

具体的には、大規模校につきましては、例えばになりますけれども、普通系学科におきましては、探究やグローバル、芸術、スポーツなど特色ある科目ができるよう、これが240から280人程度、これに合わせまして、職業系専門学科を160から200人と想定した場合、併設した場合には、1学年400から480人になるというふうなことを目安として提示させていただいたものであります。

400人という数字ですけれども、1学年400人以上の全日制の公立学校、これはお隣石川県には2校ございます。地方でも幾つか例があるということ、そして本県におきましても、かつては1学年450人程度の学校もあったというようなことも踏まえて今回の案としているところでございます。

奥野委員 今ほど御答弁いただいた中では、あくまでイメージしやすくするための目安ということで、いろんな組合せを考えると400人から480人の枠が大規模校というイメージでいいんじゃないかと、こういう話だと思います。

ただ、私は、この枠ありきで、結果的に学校再編が単なる数合わせになってしまつては、多分当局側も私たち議会側もみんな本意ではないと思います。

大規模校をつくるということは、中規模校が小規模校になっ

たり、複数の小規模校がなくなったりするということと同義です。生徒数が多いことを重視して進学先を選択したければ、私は、本県には東西に大規模な私立高校があるなど、こんなふうにも思い浮かべています。しかも、現在目安として示されている大規模、中規模、小規模校の募集定員の目安というのは、公私比率70.8%で試算されたものであります。今後、富山県内公私比率は撤廃する方向ということが明らかにされましたし、高校無償化ということになってくれば、県立高校と同条件の大規模校が既に存在するということにもなるのではないかと思います。大規模校という前提にとらわれることなく、拠点校としてどんな学校を目指すのかを明らかにして、生徒数や学級数でなくて、拠点校に必要な機能というのをどんどん検討していった結果、学校の規模が導き出されると、こういう形がよいのではないかと思います。

現在の大規模校の検討に当たっては、先ほど、公私比率の撤廃だとか高校の無償化だとか申し上げましたが、状況が変化していますので、もっと柔軟に考えるべきではないかと思います。教育長の所見を伺います。

廣島教育長 基本方針（素案）におきましては、その基本目標を「新時代に適応し、未来を拓く人材の育成」とし、その実現に必要なと考えられる8つの教育内容を様々な規模の学校で組み合わせ、県内にバランスよく配置したいとすることを柱としています。

先ほども答弁しましたが、大規模校400から480人、中規模が200から240人、小規模が120人以下といった募集定員は、議論するための目安として提示させていただきましたが、大規模校を含めまして新たに開設する高校、これに関する議論につきましては、おっしゃるとおりこれらの人数ありきで考えるものではなく、生徒に多様な選択肢を提供できるようにする、そうい

う観点から、まずは必要な教育内容やその組合せを検討すること、その結果として、どのような学校の規模が最も適正かという流れで行う必要があると考えております。

素案につきましては、これまで地域の教育を考えるワークショップや意見交換会などを開催して幅広く御意見を頂いております。様々な学校規模の高校を県内にバランスよく配置すること、これについては肯定的な御意見が多かったものと認識しております。一方で、学校規模に関しましては、これだけ大きな規模の学校が2から3校も必要なのか、大中小規模で示された募集定員の間に開きがあるのも違和感があるなといったような御意見も頂いたところです。

今後、本定例会での議論をはじめ、これまでの様々な御意見も踏まえまして、議会終了後に予定しております総合教育会議で議論いただき、基本方針を取りまとめていきたいと思っております。新年度はその基本方針によって、大規模校の設置方針や段階的に開設する高校の方向性など、具体的な議論を進めたいと考えております。その際には、様々な御意見をお聞きし、柔軟かつ丁寧に議論をしていきたいと考えております。

奥野委員 今ほどの御答弁で、そもそも400から480人とかいう数にとらわれることなく、拠点校として機能から検討した結果、規模の適正が出るという、多分共有しているのではないかと思います。私もやはりこの数の枠に当てはめずとも、たとえば300人だったとしても拠点校としての役割を果たす大規模校と言ってもいいんじゃないかなと思います。まずは、この拠点校としての機能はどうあるべきかいうところに重点を置いて議論を進めていただくよう求めます。

次に、高校生のアルバイトについて伺います。

アルバイトは単にお金を稼ぐためだけでなく、社会の仕組みをかいま見て、働くことの意義や楽しさ、お金を稼ぐ苦労など

も含めて人間形成につながる貴重な機会です。実際に、最近では保護者が経済的な理由とは関係なく、社会勉強のためにアルバイトを経験させようとするケースも聞いています。

しかし、県内の全日制県立高校のほとんどは、家庭において経済的な理由がある場合を除き、原則アルバイトを禁止しています。この経済的な理由をもってアルバイトを許可するということをめぐっては、生徒の家庭の事情を学校に報告させること自体が適切と言えるのか、アルバイトをしている生徒は経済的な問題を抱えている生徒だと学校が認めることになり、差別やプライバシーの侵害に当たる可能性を指摘している専門家もいます。

このような状況を受けて、三重県では、経済的な理由以外認めないというアルバイトの規則は、困窮状態を公表することになり、人権侵害にもつながる懸念があるとして、休日や放課後のアルバイトについては、各家庭の考え方や意向を尊重することに見直したと聞いています。

本県も高校生のアルバイトに関する考え方を見直すべきと考えますけれども、教育長の所見を伺います。

広島教育長 高校生のアルバイトにつきましては、現状をちょっと御説明いたしますと、各高校において校則等で取扱いを定めている。これは、最終的には各校長が判断するものとなっております。

現状でございますが、学業や生活への影響も考慮し、原則禁止している学校が多いところです。そうした中にありましても、個々の事情によりましては、保護者の同意の下、アルバイトも認める場合がございます。例えば、経済的な理由のみに関わらず、長期休業中において郵便局など公共性の高い業種を中心に生徒の実情に応じて認めている学校がございます。

先ほど申しました校則につきましては、学校や生徒の実情、

保護者の考え方、地域の状況、そのほか社会の常識、時代の進展なども踏まえて、絶えず見直していく必要があるものとされているものでございます。多くがこの校則で定めているアルバイトの制限や許可についてもこの考え方に基づき、その見直し等を判断される旨につきましては、改めて各学校と認識を共有してまいりたいと考えております。

奥野委員 お願いします。

さて、自民党富山県連の青年局では、毎年各種団体の青年部組織と意見交換会を開いています。建設業協会の青年部からは、学校が建設業でアルバイトすることを禁止しているという話を聞きました。実際に、学校は建設業でのアルバイトを禁止しているのか、もし禁止しているとするのであれば、その理由について教育長に伺います。

廣島教育長 今回この御質問を頂きまして、県立高校39校全てに確認をいたしました。そうしたところ、先ほども申しましたアルバイトを原則禁止していても、要件を満たし許可している場合、こうした場合も含めまして、建設業であることを理由にアルバイトを禁止していると回答してきた学校はなかったところでございます。

奥野委員 恐らく、このアルバイト、生徒の心得みたいところに、危険な業種や重労働となる業種については、これを認めないというような項目があります。

恐らく相談を受けたりする教員の中には、建設業をこの危険とか重労働というものに当てはめて、いやいや、それは駄目だと言っているケースがあるのだと思います。実際に、建設業協会青年部の方は、子供たちから学校から反対されたという話を聞いていると言っていますので、恐らくそういうところなのではないかと思います。ただ、もしそうなんだとしたら、学校や教員が建設業というだけで、イコール危険、重労働と決めつけて

しまつては、これは問題がありますので、ここら辺はしっかりと、そういうイコールじゃないよねという共有をしないとけないと思います。建設業の方々からは、安全管理には細心の注意を払っていて、高校生のアルバイトに危険な作業をさせることなんてあり得ないと聞いています。そりゃそうだなとも思います。ただ、たかがアルバイトと思うかもしれませんが、やはり学校や教員の中に思い込みがあるのだとしたら、それが生徒や保護者に伝播をして、建設業界の人手不足に拍車をかける要因になることもあるのではないかなと心配をしています。

一方で、県は新年度に建設人材活躍支援として高校生向けの現場見学会への補助金を計上しています。建設業に対する偏見をなくすべき対象というのは、もしかしたら高校生やその保護者ではなくて、私は学校や教員かもしれないなと思いながら今回の話を聞いていました。

上市高校では、昨年6月からキャリア教育の一環としてキャリアバイトの取組を始めています。キャリアバイトは、アルバイトを通したキャリア教育の造語ということで、上市高校と地元の建設業や医療、福祉、飲食、サービス、卸、小売業、いろんな企業が連携して取り組んでいるもので、現在1年生から3年生の延べ36人が参加しているとのこと。上市高校の取組も参考に、私は特に職業科の生徒にはその業界でのアルバイトを積極的に認めてもいいのではないかと考えています。教育長の所見を伺います。

広島教育長 アルバイトを校則等で原則禁止としている県立高校においても、先ほど申しましたとおり、学業や生活に影響がない、これを前提に3つほど要件があります。保護者の同意が得られていること、保険に入って安全が確保されていること、そして労働条件が労働基準法を満たしていることといった場合に

アルバイトが認められています。労働基準法の規定、細かいことを申しますと、18歳未満の者に高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところによる業務、こういったものは法律上規制されている、そういう基準を満たしていればアルバイトをしても構わないものだと思うところであります。

職業科を含めまして、高校生のうちに生徒が就職を希望する仕事をアルバイトで事前に体験すること、これは、その仕事に対する不安をなくして就職を決意することにつながる場合もあります。一方で、想像していた仕事とは異なり、結果としてやめてしまうというようなことももしかしたらあるのかもしれない。

いずれにいたしましても、実際に仕事を体験することには意義があるところがございます。こうした点につきまして、やはりこの各学校と認識を共有していく必要があると考えております。

奥野委員 ぜひお願いします。建設業の方々は、アルバイトを通して建設業の魅力を伝えて、偏見をなくして、そして卒業後の進路として地元の建設業者を選んでほしいと期待を寄せているところであります。ぜひ、今の教育長の御答弁を各学校にしつかりと周知をしていただきたいと思います。

次に、土木費予算の執行における課題について取り上げます。

公共インフラの老朽化対策は、今定例会でも幾つか指摘があったように、今後の県行政の大きな課題の一つと言えます。人口が爆発的に増加していた戦後復興、高度成長期に多くのインフラが整備され、一斉に更新時期を迎えています。

この土木費の確保については、我々自民党議員会においても長年重要視してきました。その一方で、令和5年度は土木予算のおよそ2.4%に当たる26億796万円余りが執行されることなく

不用額として処理されました。令和４年度もおおよそ2.2％に当たる24億3,440万円余りが不用額となっています。

県内を見渡しても長寿命化や道路、河川、橋梁など維持管理、更新が必要なインフラが山積しており、そのストックが年々増加している中、せっかく予算として計上したにもかかわらず、毎年25億円程度を執行しないまま不用額としていることには大きな違和感があります。

ちなみに石川県の不用額は、令和５年度が９億4,900万円余りで0.8％、令和４年度は４億2,400万円余りで僅か0.3％でした。繰り返しますが、我が県は2.4％です。構造的に問題があるのではないかと不安になりますが、土木費について毎年25億円程度と多額の不用額が生じている現状をどのように認識しているのか、土木部長の所見を伺います。

金谷土木部長 委員御指摘のとおり、本県の土木費の決算におきまして、直近となります令和５年度では約26億円の不用額が生じており、その中身を見ますと、大きかったものは除雪費、それから緊急災害対応経費などとなっております。これらの経費につきましては、当初の予算の提案時にはなかなか必要額を想定し難いという性格がありますので、積み上げではなく予算枠で計上しておりまして、災害等が発生しなければ執行しないものであります。また、年度が替わるまでいつ災害などが発生しても対応できますように、２月議会で減額補正はせず、結果として災害等が発生しなければ不要としているところでございます。

御紹介ありました石川県の不用額につきまして少しお話を聞かせていただいております。その中身を聞きますと、大部分が除雪費と伺っております。除雪費の対応は本県と同様でございますけれども、一方、緊急災害対応経費、これについては本県と異なりまして、災害発生時に専決や補正いただいて、必要

なときに予算措置をするという対応をされておるということで、結果として大きな不用額が生じていないということでありました。

一方、本県の予算の取扱いを見てみますと、災害や大雪がなければ不用額が大きくなるという課題がありますものの、災害時には迅速に応急的な復旧が可能と認識をしております。

奥野委員 不用額の多くが除雪費や災害対応分ということですが、部長のおっしゃる理屈は分かりますけれども、県内市町村を見てみると、不用額が大きくならないように除雪費用を抑えているところが多くあります。除雪費だけではなくて、災害対応分もありますが、それも同じです。そういった自治体は、除雪費だったり災害対応という不足が生じた場合には、石川県の事例で御紹介いただきましたが、専決処分により対応しているということです。御紹介いただいた石川県も専決であったりという対応で、この不用額が大きくならないようにしている、こういう工夫をしています。

今おっしゃられましたが、ただ本県に当てはめると、毎年不用額となる25億円程度をほかの自治体と同じようなやり方にとすると、必要な土木事業に充てることができるわけです。25億円。今いろんなインフラの予算が足りない、インフラのストックが増えていくって言っている中であります。この除雪費用については、特に国からの交付税措置もされるわけでありまして、一時的に財政調整基金を切り崩して充てたとしても、かなりの割合が戻ってくるということになるろうかと思えます。

ただ、我が県の状況を見ると、財政調整基金の額が予算規模や他県と比較してみると著しく少ないということで、なかなかこういう専決処分に対応ということにかじを切れないののではないかと、私は、理由はここにあるんじゃないということもちょっと思っています。

今年度の決算剰余金の積立てなどには注視していきたいと思っていますけれども、必要な公共インフラの維持管理や更新が滞っている中で、土木予算が余っているといういびつな状況を改善すべきだと考えています。土木部長に所見を伺います。

金谷土木部長 何と言いますか。不用額が生じないように、適切な予算執行に努めるべきということであろうかと思います。

土木の予算のうち不用額の主な要因として、先ほど申しましたとおり、除雪あるいは災害対応の予算については、災害がいつ起きてもということで準備をしておるところでございます。これをやることで迅速な応急対応やインフラの維持に努めてきたものと思っております。

一方で、お話ありましたとおり、成長期に整備したインフラというのはやはりそれなりに傷んでおるというところがございます。持続的に管理していくためには、維持管理に係る予算確保に加えまして、災害時に対応する予算管理も併せて、適切で適正な執行に努めていく必要があるんだろうと思っております。

でありますので、他県の取組も参考にしながら、災害等に必要となる予算措置の在り方、それから維持管理への効果的な予算配分について検討していきますとともに、今後さらに増加が見込まれる維持管理費に必要な財源確保についても検討が必要だと考えております。

奥野委員 検討を求めます。

除雪費、災害対応分合わせて、確かに取っておけば迅速に対応できるというのは分かるんです。分かるんですが、優先順位の問題だと思います。今は取っていなくても専決処分で対処すれば、決して迅速でないわけではないと思うのです。今は老朽化したインフラがもう積み上がっているわけであって、この更新がどんどん遅れていくと、結果的には、もう全部更新が後ろ

倒しになっている分、災害が起きたときとかの被害が大きくなるということですから、まずはこの手当てが私は最優先、そしてきっちりと財政調整基金を積んでおけば、専決処分で幾らでも対応できるわけなので、そこはまた検討いただきたいと思います。

次の質問に行きます。

土木部が発注した工事において、設計内容と現場環境が乖離している場合や、発注した工法が適切ではなく工法の変更が生じた場合などには、変更契約を行うことになります。

令和5年度に変更契約に至ったのは、当初契約1,372件のうち92.2%に当たる1,265件です。また、変更に伴う金額は40億円余りに上ります。そして令和4年度については、当初契約1,343件のうち97.2%に当たる1,305件、34億6,000万円余りに上ります。

変更契約、全て駄目と言っているわけではありませんので、前提として申し上げておきますが、これらの変更契約の理由の中には、設計の仕様書で指定されている重機が道路幅員などにより物理的に入れないといったケースや作業スペースや部材の置場がない、また指定された工法では施工が困難であったり、別の工法のほうが工期や費用を大幅に削減できるケースなど、現場の知識があれば工事発注前に気づくことができる事例もありました。また、図面にはない段差や障害物があるなど、一度でも現場に足を運んでおけば回避できたような理由で変更に至ったものがあったようであります。

建設業の方からは、以前は県の技術職員が工事現場によく足を運んでいて、建設業者と様々なコミュニケーションを取る中で現場の知識を学んで、工事発注後の設計変更が生じないように、設計書と図面を持って事前に現場を確認していたというような話を聞きます。しかし、近年は、県の職員が現場に足を運ぶ姿

はあんまり見なくなった、現場を知らない職員が増えたことでこういう手戻りが増えて、建設業者、それから県職員双方の負担が大きくなっているのではないかという指摘を受けました。

そこで、特に若手の技術職員には積極的に現場に足を運べるように促して、現場に精通した職員を育成すべきと考えます。土木部長の所見を伺います。

金谷土木部長 土木技術の職員は、発生した災害に対応すること、あるいは多様な自然環境や状況に合わせ工事を進めること、そして関係する住民と意思疎通を図ることなど、現場での対応力を高める必要があると考えております。

そして、迅速かつ適切に技術的判断ができるよう職員を育成することは大変重要だと思っております、様々な研修をさせていただいております。道路や河川、砂防などの分野において、初級から専門までの様々なクラスで現場を含む研修をさせていただいております、今年度は市町村の職員を含めて延べ713人が受講しております、新年度ももちろん引き続き取り組んでまいります。経験が浅い職員につきましては、経験豊富な上司が現場に同行しまして、受注者に示す技術的判断や、あるいは住民、関係機関との調整に助言するなど育成に努めております。

今後、人口減少社会に適応できますように、新しい技術を最大限活用して業務の効率化、省人化に取り組んでいこうと考えております。そして、そこで出てきた時間を現場のほうにぜひ振り向けたいと考えております、単に見るだけではなくて、聞いて、そして感じて、現場にしっかりと向き合って、今ここでこのインフラをどうすべきか判断する現場での対応力、これを向上できるように努めていきたいと考えております。

奥野委員 お願いします。

多分今も県の技術職の方の中には、ベテランの方だったら図

面を見て、大体必要な資機材を見て、これちょっと過剰かなとか、これちょっと不足じゃないかなとか、こういうのは経験則で分かれると聞いています。多分何度現場を見たかとかという単純なことだけでなく、問題を察知できるような能力をどう養っていくか、そのための現場に足を運ぶということが多分大事なんだろうと思います。ぜひそういう時間を取れるように工夫を重ねていただきたいと思います。

最後に、この工事発注の変更設計についてもう1点、先ほども申し上げましたが、工事発注前に予期できたケースがあったということを十分に理解して再発防止に努めることが重要だと思います。そのうちの 하나가、今のように、若手の職員への現場研修を拡充していますということもそうなんだろうと思います。

もう一つ、私は、設計変更は避けられないものであるという考え方が、設計変更ありきの工事発注になっているのではないかという懸念もしています。冒頭も申し上げました、全ての変更設計をなくすことができないというのは当然のことなんですけれども、変更設計というのは、予期せぬ事態に認められるということであって、予期することをおろそかにして変更するということは違うわけでありますので、私は手戻りのないスムーズな設計、施工を実現するために、今後、人材育成も含め、今伺いましたが、そのほかにもどのように取り組んでいくのか、土木部長に伺います。

金谷土木部長 変更設計という中では、2通り実はあると考えておりまして、当初発注時点では、一般的に私らが使っております図面は100分の1からおおむね500分の1程度の図面で設計し、積算をしております。実施に当たっては、現地ですりつけを行ったり、なじみよく取りつけたりしております。いわゆる現場合わせというのがやはりどうしても必要になると考えておりま

して、そういう観点からは、原則全ての工事で数量の増減に伴う生産変更を要するものだと考えております。

一方で、もう一つあります工事発注後に仮設備あるいは施工方法を見直す必要が生じますと、改めて工法決定をしたり、あるいは資機材を取り入れ直したりする必要が生じます。そうしますと、受注者は手待ちとなる、あるいは段取りを組み直すということで、こういうような変更についてはできる限り減らしたいと考えておるところであります。

今年度行いました建設関係団体との意見交換には、私らも参加させていただいておりまして、御指摘がありましたとおり、建設業協会からは「設計の精度を上げてほしい」という声がありましたし、コンサルタントの協会からも「発注者も一緒に現地を確認してほしい」という意見も伺っております。県内の測量設計の協会とも率直な意見交換を行っているところであります。

これらを踏まえまして、新年度には、試行的でありますけれども、設計に当たり課題や追加調査の有無を確認する合同現地踏査というやり方があるようでありまして、これに取り組んでまいりたいと考えております。さらに、このうち難易度の高い工事については、地元に通じた建設業関係団体から仮設備や施工方法などの課題や留意点についても御意見を伺えるよう調整を進めてまいりたいと考えております。

我々を含めまして、技術者の人材不足が見込まれておりますので、なかなか特効薬はないのですけれども、発注者、設計者、そして施工者が連携協力して、それぞれが持っているノウハウを最大限に活用して円滑に現場を進められるよう努めてまいりたいと考えております。

奥野委員 ぜひお願いしたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

武田委員長 奥野委員の質疑は以上で終了しました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

なお、3月17日の予算特別委員会は、午前10時から開会いたしますので、定刻までに御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 59 分散会